

令和5年6月1日

# まちづくり委員会資料

## 所管事務報告

市有14施設の耐震診断結果と今後の対応について

- |      |  |
|------|--|
| 資料   | 公共建築物の耐震対策<br>—市有14施設の耐震診断結果と今後の対応—（概要版） |
| 参考資料 | 公共建築物の耐震対策<br>—市有14施設の耐震診断結果と今後の対応—      |

まちづくり局

1. 背景

○平成7年度に重要建築物と特定建築物※を対象に耐震診断（1次診断）を実施。その結果、2次診断が必要となった施設は、平成17年度までに診断完了。2次診断の結果、耐震補強等の対策が必要となった施設は、平成27年度までに対策完了。

※「川崎市地域防災計画（震災対策編）」に規定する地震防災上重要となる施設及び、法（当時）に基づく多数が利用する1,000㎡以上で3階以上の建築物

○令和2年度に、川崎市立労働会館の大規模改修の検討を進めてきたところ、過去の1次診断結果は耐震補強不要となっていたが、特殊な建物形状を考慮すると2次診断が必要と判明。

○この結果を踏まえ、過去、1次診断結果により2次診断不要とされた49施設について、学識経験者などの工学的知見のもと2次診断が必要となる14施設を選定。令和3～4年度にかけて2次診断を実施し、このたび、診断結果及び耐震対策をとりまとめた「公共建築物の耐震対策」を策定した。

2. 耐震診断に係る基本事項

(1) 耐震診断

○耐震診断とは、昭和56年5月31日以前の旧耐震設計基準による建築物の地震に対する安全性を評価することで、大地震（震度6強～7程度）が発生した場合を想定し、建築物の躯体自体の持つ強さ、建築物のバランスの良さ、経年による劣化の影響等を考慮し数値化したIs値（構造耐震指標）により耐震性能を判定する。

(2) Is値（構造耐震指標）

○Is値と構造上主要な部分の地震に対する安全性の目安は次のとおり

【1次診断】

Is値	構造上主要な部分の地震に対する安全性
0.8以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

【2次診断】

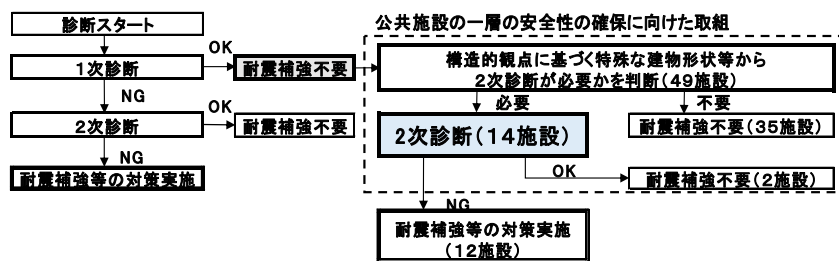
Is値	構造上主要な部分の地震に対する安全性
0.3未満	地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
0.3以上、0.6未満	地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
0.6以上	地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

○旧耐震基準の建物であっても、Is値の大きさに関わらず、震度5強程度の中地震に対する耐震性は確保されている。

(3) 本市の耐震診断に係る基本的な進め方

A 耐震診断の流れ

本市では、多数の重要建築物・特定建築物の耐震診断を効果的・効率的に進めるため、下図のとおり、最初に1次診断を行うことで、2次診断の対象施設の絞り込みを行っている。



イ 第三者機関による耐震診断の確認

耐震診断には高度な技術判断が要求されることから、構造設計者が実施した耐震診断について、一般財団法人 日本建築防災協会が設置する「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録する第三者判定機関で審査を受け、その内容が適切なものであること示す「評定書」を取得することとしている。

3. 耐震診断の対象施設と診断結果

施設番号	施設名	棟番号	棟名	Is値	2次診断結果ランク	補強の要否	所在地
1	市民プラザ	①	宿泊棟	0.19 ~ 1.82	A	要補強	高津区
		②	大ホール棟	0.20 ~ 1.46	A	要補強	
		③	体育館棟	0.17 ~ 2.83	A	要補強	
		④	渡り廊下棟(i)西 宿泊棟側	0.50 ~ 1.67	B	要補強	
		⑤	渡り廊下棟(ii)東 体育館側	0.41 ~ 4.98	B	要補強	
		⑥	クラブ・レストラン棟	0.61 ~ 2.45	C'	要補強	
2	中原老人福祉センター	①	渡り廊下棟	0.37 ~ 5.95	B	要補強	中原区
		②	旧宿泊棟	0.60 ~ 1.19	C'	要補強	
		③	管理棟	0.63 ~ 1.47	C'	要補強	
		④	浴室棟	0.66 ~ 1.40	C	不要	
3	中丸子老人いこいの家		0.86 ~ 2.06	C	不要	中原区	
4	大師老人いこいの家・子ども文化センター		0.37 ~ 1.81	B	要補強	川崎区	
5	有馬老人いこいの家・子ども文化センター		0.50 ~ 2.37	B	要補強	宮前区	
6	河原町保育園		0.43 ~ 2.05	B	要補強	幸区	
7	菅生保育園		0.49 ~ 1.92	B	要補強	宮前区	
8	橋出張所		1.12 ~ 3.02	C'	要補強	高津区	
9	東小田小学校	昇降口・渡り廊下棟		0.71 ~ 1.83	C'	要補強	川崎区
10	南河原小学校	管理・特別棟		0.80 ~ 4.14	C'	要補強	幸区
11	東住吉小学校	言語棟		1.61 ~ 4.98	C	不要	中原区
12	千代ヶ丘小学校	渡り廊下・給食室棟		0.51 ~ 1.73	B	要補強	麻生区
13	真福寺小学校	特別棟		1.22 ~ 2.43	C'	要補強	麻生区
14	王禅寺中央中学校	図書室・美術室棟		0.72 ~ 1.85	C'	要補強	麻生区

耐震診断一覧表の記載について

1) Is値の記載について

2次診断では、各階ごと、X方向・Y方向ごとに診断することから、一つの施設または棟で複数のIs値が算定される。このため、診断結果のIs値は「最小値～最大値」で記載

2) ランクの記載について

Is値の最小値により、次の通り分類  
 ランクA Is値：0.3未満  
 ランクB Is値：0.3以上、0.6未満  
 ランクC Is値：0.6以上  
 ランクC' Is値：0.6以上だが、構造上考慮すべき特定条件（位置・大きさ等）に該当する柱・梁等について、大地震による影響を検討した結果、当該柱・梁のみの補強を要する施設

※義務教育施設については『Is値：0.7以上』を「ランクC」

4. 今後の耐震対策

(1) 耐震対策に係る基本的な考え方

耐震補強が必要と判明した12施設については、次の考え方のもと、耐震補強などの耐震対策を速やかに進める。

- 令和9年度完了を目途に対策を進める。なお、今後の社会情勢や施設の状況・位置づけ等に変化があった場合には、必要に応じて対策スケジュールを見直す。
- 耐震対策の検討・実施にあたっては、上位計画や関連計画等との整合を図るとともに、各施設の老朽度や利用状況等を考慮

(2) 個別の耐震対策スケジュール

施設番号	施設名	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	備考
1	市民プラザ		あり方等検討	あり方等検討を踏まえた取組				・敷地形状や大型設備の存在等が、補強工事を行う上で支障となる可能性があることや、複数の棟で運営休止などの影響が及ぶ可能性があることから、耐震基本計画を策定し、工事の実現性について、施設運営への影響やコストをふまえて検討・整理する必要がある。
2	中原老人福祉センター			施設移転▼				・民間開発により「小杉町1・2丁目地区(C地区)」に建設される新たな施設完成後移転予定（民間開発の進捗により、スケジュールが変更となる場合あり）
4	大師老人いこいの家・こども文化センター	補強設計	補強工事			施設移転▼		
5	有馬老人いこいの家・こども文化センター	補強設計	補強工事					
6	河原町保育園	検討・調整	土壌調査	仮設園舎整備		仮設園舎移転		・保育園は、耐震補強工事による騒音、振動等により、運営しながらの工事は困難であることから移転する。
7	菅生保育園	改修設計	改修工事	施設移転▼				・保育園は、耐震補強工事による騒音、振動等により、運営しながらの工事は困難であることから移転する。
8	橋出張所	補強設計	補強工事					
9	東小田小学校	補強設計	補強工事					
10	南河原小学校	補強設計	補強工事					
12	千代ヶ丘小学校	補強設計	補強工事					
13	真福寺小学校	補強設計	補強工事					
14	王禅寺中央中学校	補強設計	補強工事					

## 公共建築物の耐震対策

— 市有 14 施設の耐震診断結果と今後の対応 —

令和5年5月

川 崎 市

## 目次

<b>1 背景</b> .....	6
<b>2 耐震診断に係る基本事項</b> .....	7
(1) 耐震診断.....	7
(2) Is値(構造耐震指標).....	7
(3) 本市の耐震診断に係る基本的な進め方.....	8
<b>3 耐震診断の対象施設と診断結果</b> .....	10
(1) 耐震診断の対象施設.....	10
(2) 耐震診断結果.....	11
<b>4 今後の耐震対策</b> .....	12
(1) 耐震対策に係る基本的な考え方.....	12
(2) 個別施設の耐震対策.....	12
(3) 耐震対策完了までのスケジュール(予定).....	14

## 1 背景

平成 7 年 1 月の「阪神・淡路大震災」を契機に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成 7 年 12 月に制定されました。

本市においても、平成 7 年度から昭和 56 年以前の旧耐震基準に基づき建設された市有の公共建築物のうち、重要建築物及び特定建築物<sup>※1</sup>を対象に 1 次診断<sup>※2</sup>を実施し、その結果、2 次診断が必要となった施設については、平成 17 年度までに 2 次診断を完了しました。平成 18 年 10 月には、「川崎市 公共建築物の耐震対策 – 耐震診断結果の公表と今後の対応 –」として耐震診断結果等を公表、平成 19 年 3 月に「川崎市耐震改修促進計画」（計画期間：平成 19 年度～27 年度）、平成 20 年 2 月に「川崎市 公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」を策定し、計画的・効果的に耐震対策を進め、平成 27 年度までに市有の公共建築物の重要建築物及び特定建築物の耐震対策を完了しました。

その後、令和 2 年度に、資産マネジメントの視点に基づく長寿命化等の推進や大地震などの発災時における業務継続性を考慮した施設の更なる強靱化を目的に、川崎市立労働会館の大規模改修について検討を進める中、当該施設は、過去の 1 次診断結果は耐震補強不要となっていたところ、特殊な建物形状等を考慮すると 2 次診断による判定が必要であることが判明しました。

この結果を踏まえ、過去の 1 次診断により 2 次診断不要とされた 49 施設について、再検討を行い、川崎市耐震診断判定委員会<sup>※3</sup>による工学的知見に基づく見解を得て、2 次診断が必要となる 14 施設を選定、令和 3 年 7 月に「公共施設の一層の安全性の確保に向けた耐震対策の今後の対応について」を公表しました。

令和 3 年度内には、市民プラザの 2 次診断に着手、令和 4 年度からは 13 施設の 2 次診断を実施しました。

本方針は、耐震対策の計画的な実施による公共施設の安全性の確保を目的に、新たに検討が必要となった 14 施設に係る 2 次診断結果及び今後の耐震対策等をとりまとめたものです。

※ 1：「川崎市地域防災計画（震災対策編）」に規定する地震防災上重要となる建築物（重要建築物）及び、建築物の耐震改修の促進に関する法律（当時）に基づく多数が利用する 1,000 m<sup>2</sup>以上で 3 階以上の建築物（特定建築物）ただし、市営住宅及び地方公営企業所管の建築物を除く。

※ 2：1 次診断は主に壁や柱の量による「頑丈さ」で、2 次診断は「頑丈さ」に加え「しなやかさ、粘り強さ」も考慮し地震に対する建築物の耐震性能を判断する診断法（詳細は P3 参照）。

※ 3：一般財団法人 日本建築防災協会が設置する「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録し、第三者機関として耐震診断等の内容が適切であるかを判定する組織（詳細は P5 参照）

## 2 耐震診断に係る基本事項

### (1) 耐震診断

耐震診断とは、建築物の地震に対する安全性を評価すること（建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」といいます。）第2条）です。

耐震診断は、大地震（震度6強～7程度）が発生した場合を想定し、建築物の躯体自体の持つ強さ、建築物のバランスの良さ等の形状的な影響、経年による劣化の影響等を合わせて数値化したIs値（構造耐震指標）により安全性を判断します。

耐震診断の手法は、1次診断から3次診断まであり、1次診断は主に壁や柱の量による「頑丈さ」の程度で地震に対する建築物の耐震性能を判断します。

2次診断は、「頑丈さ」に加え、「しなやかさ、粘り強さ」も考慮して地震に対する建築物の耐震性能を判断します。形状的な影響や経年による劣化の影響等についても、1次診断より詳細な調査や複雑な計算に基づいて耐震診断を行います。3次診断は、柱や壁に加えて梁の強度も考慮して行う診断法です。

耐震診断を行う上では、診断の目的、建築物の形状、構造特性・劣化度合などを考慮し、いずれかの手法を選定します。

### (2) Is値(構造耐震指標)

昭和56年6月1日に改正された耐震設計基準（以下「新耐震基準」といいます。）では、大地震時に必要な「保有水平耐力」（建築物が地震による水平方向の力に対応する強さ）を建築物が保有しているかどうかを検討するように規定されています。

一方、昭和56年5月31日以前の旧耐震設計基準（以下「旧耐震基準」といいます。）の建築物は、設計方法が現在と異なるため、新耐震基準と同様の方法で耐震性の検討を行うことができません。

こうしたことから、旧耐震基準の建築物の耐震診断では、建築物の強度や粘りに加え、建築物の形状や経年状況を考慮したIs値を計算し、耐震性能を判定することとされています。

なお、旧耐震基準の建築物であってもIs値の大きさに関わらず、震度5強程度の中地震に対する耐震性は確保されています。

(参考) Is値と構造上主要な部分の地震に対する安全性の目安

#### 【1次診断】

Is 値	構造上主要な部分の地震に対する安全性 <sup>※4</sup>
0.8 以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」（平成7年12月25日建設省告示2089号）より

## 【2次診断】

Is 値	構造上主要な部分の地震に対する安全性 <sup>※4</sup>
0.3 未満	地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
0.3 以上、0.6 未満	地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
<b>0.6 以上</b>	<b>地震の震動及び衝撃に対して、倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。</b>

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日 国土交通省告示184号）より

※4：大地震（震度6強～7程度）の震動が発生した場合を想定しています。なお、構造上主要な部分の地震に対する安全性は、統計結果を踏まえた目安であり、実際の地震に際しては、地震動や地盤の特性及び建築物の構造特性等により、同一のIs値であっても、建築物の被害の程度は異なります。

## （3）本市の耐震診断に係る基本的な進め方

### ア 耐震診断の流れ

本市では、平成7年度に多数の重要建築物及び特定建築物<sup>※5</sup>の耐震診断を効率的・効果的に進めるため、下図に示すとおり、最初に1次診断を行うことで、2次診断の対象施設の絞り込みを行いました。

1次診断の結果、Is値が0.8未満の場合は2次診断を行い、2次診断の結果、Is値が0.6未満（義務教育施設の場合は0.7未満<sup>※6</sup>）の場合に耐震補強が必要と判断していました。また、3次診断は2次診断で建築物の形状等を踏まえて必要と判断されれば別途行うこととしていました。

なお、本市の診断方法は、耐震改修促進法に基づき国が認めた診断法である「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（一般財団法人 日本建築防災協会）により行っています。

※5：市営住宅及び地方公営企業所管の建築物を除く。

※6：義務教育施設については、文部科学省基準によりIs値0.7以上を耐震補強不要としています。

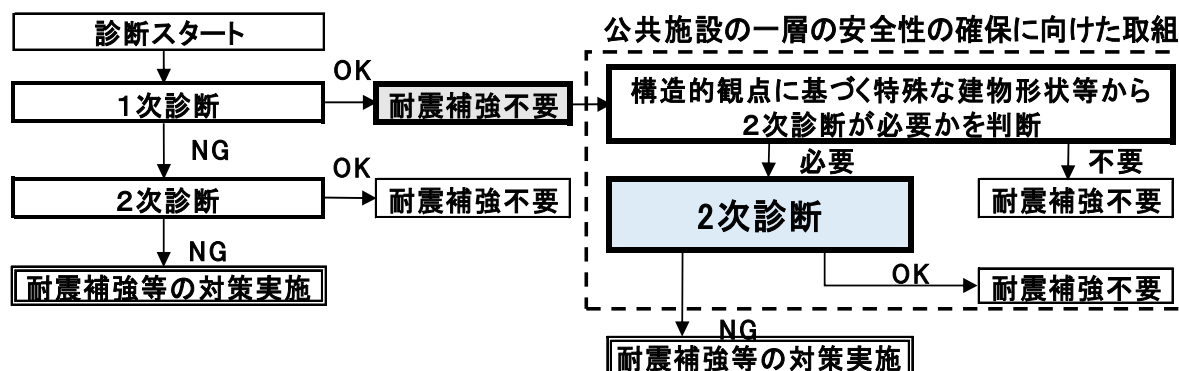


図1 耐震判定フロー



## イ 重要度係数の扱い

「国家機関の建築物及びその附帯施設位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年12月15日建設省告示第2379号）に基づく「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」（平成25年3月29日国土交通省大臣官房官庁営繕部 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）では、大地震後の建築物の機能を確保するため、建築物の「耐震安全性の分類」と「大地震動後に対する構造体の耐震安全性の目標」に応じ、建築物に必要となる耐力の割り増しを行うこととされています。この割り増しに使用する係数を重要度係数といいます。

また、同告示附則において、「現に存する官庁施設等については、適用しない」旨が示されていることから、本市では、既存建築物の耐震診断を行う際には重要度係数を適用しないこととしています。

なお、耐震補強を行う場合に目標とする耐震性能は、原則、重要度係数を考慮し検討<sup>※7</sup>を行います。

※7：義務教育施設については、目標とする耐震性能を  $I_s$  値 0.7 以上としていることから、重要度係数は適用しません。

### （参考）耐震安全性の分類と重要度係数

耐震安全性の分類	耐震安全性の目標	重要度係数
I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく使用できる。人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。	1.5
II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく使用できる。人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。	1.25
III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、全体の耐力の低下は著しくないこと。人命の安全確保が図られるものとする。	－ (行わない)

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年版）」より作成

## ウ 第三者機関による耐震診断の確認

耐震診断には高度な技術判断が要求されることから、構造設計者が実施した耐震診断については、「川崎市耐震診断判定委員会」など、一般財団法人 日本建築防災協会が設置する「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録する第三者判定機関にて審査を受け、その内容が適切なものであることを示す評定書を取得することとしています。

### 3 耐震診断の対象施設と診断結果

#### (1) 耐震診断の対象施設

令和3年7月「公共施設の一層の安全性の確保に向けた耐震対策の今後の対応について」で公表したとおり、過去の1次診断により耐震補強不要とされた49施設のうち、川崎市耐震診断判定委員会による工学的知見に基づく見解<sup>※8</sup>を得て、2次診断が必要となった施設は、次の14施設です。

※8：工学的知見に基づく見解「構造的観点から特殊形状等のある施設や、資料の一部が不足しているため施設の詳細調査が必要と考えられ、2次診断を実施すべき」

表1 2次診断対象施設

No.	施設名	所在地	所管局
1	市民プラザ	高津区	市民文化局
2	中原老人福祉センター	中原区	健康福祉局
3	中丸子老人いこいの家	中原区	
4	大師老人いこいの家・こども文化センター	川崎区	
5	有馬老人いこいの家・こども文化センター	宮前区	健康福祉局・こども未来局
6	河原町保育園	幸区	こども未来局
7	菅生保育園	宮前区	
8	橋出張所	高津区	高津区役所
9	東小田小学校	川崎区	教育委員会事務局
10	南河原小学校	幸区	
11	東住吉小学校	中原区	
12	千代ヶ丘小学校	麻生区	
13	真福寺小学校	麻生区	
14	王禅寺中央中学校	麻生区	

## (2) 耐震診断結果

(1) で示した 14 施設について 2 次診断を実施したところ、耐震補強が必要と判明したものは、次のとおり、中丸子老人いこいの家、東住吉小学校を除く 12 施設です。

表 2 耐震診断結果一覧表

施設番号	施設名	棟番号	棟名	Is 値	2次診断結果 ランク	補強の要否	所在地
1	市民プラザ	①	宿泊棟	0.19 ~ 1.82	A	要補強	高津区
		②	大ホール棟	0.20 ~ 1.46	A	要補強	
		③	体育館棟	0.17 ~ 2.83	A	要補強	
		④	渡り廊下棟(i)西 宿泊棟側	0.50 ~ 1.67	B	要補強	
		⑤	渡り廊下棟(ii)東 体育館側	0.41 ~ 4.98	B	要補強	
		⑥	クラブ・レストラン棟	0.61 ~ 2.45	C'	要補強	
2	中原老人福祉センター	①	渡り廊下棟	0.37 ~ 5.95	B	要補強	中原区
		②	旧宿泊棟	0.60 ~ 1.19	C'	要補強	
		③	管理棟	0.63 ~ 1.47	C'	要補強	
		④	浴室棟	0.66 ~ 1.40	C	不要	
3	中丸子老人いこいの家		0.86 ~ 2.06	C	不要	中原区	
4	大師老人いこいの家・こども文化センター		0.37 ~ 1.81	B	要補強	川崎区	
5	有馬老人いこいの家・こども文化センター		0.50 ~ 2.37	B	要補強	宮前区	
6	河原町保育園		0.43 ~ 2.05	B	要補強	幸 区	
7	菅生保育園		0.49 ~ 1.92	B	要補強	宮前区	
8	橋出張所		1.12 ~ 3.02	C'	要補強	高津区	
9	東小田小学校		昇降口・渡り廊下棟	0.71 ~ 1.83	C'	要補強	川崎区
10	南河原小学校		管理・特別棟	0.80 ~ 4.14	C'	要補強	幸 区
11	東住吉小学校		言語棟	1.61 ~ 4.98	C	不要	中原区
12	千代ヶ丘小学校		渡り廊下・給食室棟	0.51 ~ 1.73	B	要補強	麻生区
13	真福寺小学校		特別棟	1.22 ~ 2.43	C'	要補強	麻生区
14	王禅寺中央中学校		図書室・美術室棟	0.72 ~ 1.85	C'	要補強	麻生区

### 耐震診断一覧表の記載について

#### 1) Is 値の記載について

2 次診断では、各階ごと、X 方向・Y 方向ごとに Is 値を算定することから、1 つの施設または棟で複数の Is 値が算定されます。このため、診断結果の Is 値は「最小値～最大値」で記載しています。

#### 2) ランクの記載について

Is 値の**最小値**により、次の通り分類しています。

ランク A Is 値 : 0.3 未満

ランク B Is 値 : 0.3 以上、0.6<sup>※9</sup> 未満

ランク C Is 値 : 0.6<sup>※9</sup> 以上

ランク C' Is 値は 0.6<sup>※9</sup> 以上だが、構造上考慮すべき特定の条件（位置・大きさ等）に該当する柱・梁等について地震による影響を検討した結果、当該柱・梁のみの補強を要する施設

※9 : 義務教育施設については、文部科学省基準により Is 値 0.7 以上をランク C としています。

## 4 今後の耐震対策

### (1) 耐震対策に係る基本的な考え方

耐震補強が必要と判明した 12 施設については、次の考え方のもと、耐震補強などの耐震対策を速やかに進めます。

- 令和 9 年度完了を目途に対策を進めます。なお、今後の社会情勢や施設の状況・位置づけ等に変化があった場合には、必要に応じてスケジュールを見直します。
- 耐震対策の検討・実施にあたっては、上位計画や関連計画等との整合を図るとともに、各施設・棟の老朽度や利用状況等を考慮します。

### (2) 個別施設の耐震対策

耐震補強が必要と判明した 12 施設については、次の取組の方向性により耐震対策を進めていきます。

#### ア 市民プラザ（ランク A、B、C'）

施設北側の高低差により工事車両の進入等に課題があり、また、耐震補強が必要な位置付近に受水槽等の大型設備が存在するなど、これらは補強工事を行う上で支障となる可能性があります。また、利用者経路や設備配管などが複数の棟にまたがっていることから、補強工事を行う際は、複数の棟で運営休止などの影響が及ぶ可能性があります。

こうしたことから、耐震補強設計を行うにあたっては、施工条件を踏まえた工事の実現性、施設運営への影響のほか、ソフト・ハードの両面を踏まえたコストなどについても事前の検討・整理が必要であることから、耐震基本計画を令和 5～6 年度に策定します。

なお、耐震基本計画の策定にあたっては、行財政改革第 3 期プログラムに基づく施設のあり方検討、資産マネジメント第 3 期実施方針に基づく資産保有の最適化検討など、上位計画・関連計画と整合を図りながら進めます。

#### イ 中原老人福祉センター（ランク B、C'）

民間開発により、「小杉町 1・2 丁目地区（C 地区）」に建設される新たな施設完成後移転（予定）します。

（民間開発の進捗により、スケジュールが変更となる場合があります。）

**ウ 大師老人いこいの家・こども文化センター、有馬老人いこいの家・こども文化センター、千代ヶ丘小学校（すべてランク B）**

大師老人いこいの家・こども文化センター、有馬老人いこいの家・こども文化センターは、**令和 5 ～ 6 年度に耐震補強設計、耐震補強工事については令和 6 ～ 7 年度に行います。**

千代ヶ丘小学校は、**令和 5 年度に耐震補強設計、令和 6 年度に耐震補強工事**を行います。

**エ 河原町保育園、菅生保育園（すべてランク B）**

耐震補強工事による騒音・振動などにより、**運営しながらの工事は困難**なことから、仮設園舎への移転などの検討を行い、耐震対策を実施します。

河原町保育園は、**令和 8 年度末を目途に、仮設園舎へ移転**し、必要な機能・規模等を整理の上、既存園舎の改築に向けた検討を進めます。

菅生保育園は、「地域子育て支援センターすがお（旧市立幼稚園）」を活用し、**令和 7 年夏頃に移転**することとし、必要な機能・規模等を整理の上、令和 5 ～ 6 年度当該センターの改修設計、令和 6 ～ 7 年度に改修工事を行います。併せて、既存園舎の取扱いは地域や近隣施設との調整も踏まえ、引き続き検討を進めます。

**オ 橘出張所、東小田・南河原・真福寺小学校、王禅寺中央中学校（すべてランク C´）**

**令和 5 年度に耐震補強設計、令和 6 年度に耐震補強工事**を行います。

### (3) 耐震対策完了までのスケジュール(予定)

(1) (2) で示した耐震対策完了までのスケジュール(予定)を次に示します。

施設番号	施設名	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	
1	市民プラザ	あり方等検討			あり方等検討を踏まえた取組			
		耐震基本計画	補強設計	補強工事				
2	中原老人福祉センター			施設移転▼				
4	大師老人いいの家・こども文化センター	補強設計	補強工事			施設移転▼		
5	有馬老人いいの家・こども文化センター	補強設計	補強工事					
6	河原町保育園	検討・調整	土壌調査	仮設園舎整備		仮設園舎移転		
		既存園舎改築に向けた検討・取組						
7	菅生保育園	移転先：地域子育て支援センターすがお			施設移転▼			
		改修設計	改修工事					
耐震対策完了								
8	橋出張所	補強設計	補強工事					
9	東小田小学校	補強設計	補強工事					
10	南河原小学校	補強設計	補強工事					
12	千代ヶ丘小学校	補強設計	補強工事					
13	真福寺小学校	補強設計	補強工事					
14	王禅寺中央中学校	補強設計	補強工事					